

電子複写不可



27

參謀本部第二十班（第十五課）

大東亞戰爭宣戰詔書草稿綴

防衛研修所戰史室

位
157
2225
32

中央
防衛研修所
圖書印出文庫
1145

長崎縣立第一高等女学校

一 起立 着

二 柱殿

三 全席代

切取(再取) 稲の用一石

急務者 高月 稲殿 櫻子(切取) 湯洗

星野 内切 湯洗 湯洗

生手 全席代 湯洗 湯洗 湯洗

外 湯洗 湯洗 湯洗

元内閣官房総務課長 稲田周一氏からの聴取書

聴取者 法務省官房司法法制調査部

顧問 横 溝 光 輝

参与 益 田 隆 雄

日 時 昭和三十七年一〇月二二日 午後六時〇〇分

一六〇〇分まで

場 所 宮内庁待従次長室

室長氏

7/11
白文
印

(注) 本聴取は、新たに発見された、防衛庁職史室保管の「大東亜戦争宣戦詔書草稿」により、当時内閣官房総務課長として、詔

書起草事務に携った稲田氏につき、同詔書に「国憲法遵守」の項が、脱落した経緯を中心とする、起草の経緯を究明するため行われたものである。

宣戦詔書起草の経緯

一 宣戦詔書の草稿は、この「大東亜戦争宣戦詔書草稿」にある第一案乃至第六案の以前にもなお数稿があり、その最初の草稿は、

昭和十六年十一月半頃、私が星野内閣書記官長から、(一)日米交渉
妥結、戦争を回避し、臥薪嘗胆の場合の詔書と、(二)宣戦詔書との
和戦二通りの詔書案の起草を、鉛筆書のメモによつて命ぜられ、
私自身起草したものである。

○ 宣戦詔書の方は日清、日露戦役当時の先例があるので、私は先
ずこれ等の詔書調べて一つの型を見出し、これに軍から出され
た詔書に盛るべき要領を織込み乍ら草稿を起草した。

軍から出された要領は、私の記憶では先ず全部織込んで漸次不
要な箇所を削つて簡単にする方針を取つた。

○ 「草稿版」の第一案の文中に「国際法遵守」のことが、すでに
脱稿しているところからみると、軍から出された要領そのものに
も当初からなかつたものではあるまいか。

○ 詔書案の審議は星野書記官長が中心となり、兩軍務局長、山本
アメリカ局長をメンバーとし、陸海外の若干の補助者を加えて行

なわれ、私が事務の中心となつてやつた。

第一案の欄外に鉛筆記入されている「「從來ハ国際法ノ範圍ニ
於テ」トアル」は確かに東京総理自身の手によるものであり、審
議の中途で「国際法遵守」のことが議せられたに違いないし、ま
た私としても、その件が論議され、私からその問題を提議したの
に對し、たしか兩海軍省軍務局長が、「そのような判り切つたこ
とは改めて記入するに及ばない」との不要論を主張したように思
える。兩軍務局長の外にも外務省の會談事務官等も仲々煩張つて
主張したことを想起する。

○ 詔書案の起草事務は、当時「国防保案法」が八益しかつたし、
國家機密でもあつたので、極めて少數の關係者以外には絶対秘密に
保たれるよう細心の注意が払われた。草案作製の謄写事務のごと
きも、佐藤朝生内閣書記官及び佐野小門太理事官を補助と指定し
て、態々午後六時以後の夜間を避んで作業させ、また各草案とも

原紙はその部度直ちに焼却させた。

○ 草案が概ね固まつた十一月末頃（柿が赤く熟し、肌寒かつた）私は、小流榎（新宿区上落合）の吉田増藏宮内省御用掛兼内閣編

託（漢学者）の宅を訪ね、草案の至急推敲をお願ひした。

ところが、吉田さんは、「俺を何と心得ている、一介の文字の使徒と考えているのか、俺は新聞も読み、世界情勢にも通じており、英米の歴史もよく讀つてゐるぞ、俺のところは頼みに来るなら、何故少くも一ヶ月位の子雞を持つて来ないのか」と初めから大変な見暮で、草案そのもののので、三國干渉の點を水々とした。

その中、可愛い子供が室に現われたので、私は「お孫さんですか」と愛想を云うと、吉田さんは「孫ではない子だ」となお大変不機嫌であつた。それでも私はねばつてゐると、若干気分も和らいだ様子であつたが、今度は書箱から書物を取り出し、「私は万葉の遺韻も深いのだ」と「夜道屋」の講釈や、日清日露戦役の話等し

て列々本論にも入り得ないまま一方的にお願ひして辞去した。その後も、吉田さんは最後まで私には物も云わなかつた。

しかし、草案のことについては、その後吉田さんは、水戸内府のところを訪ね、そこに私を呼んで、要訂正箇所を伝えた。しかし、後日川田瑞穂内閣編託によると、吉田さんの訂正によつて出来上つた宣戦詔書には「文法上七つの間違ひ」があると大変残念がつてゐた。川田さんは、平沼内閣のとき、平沼さんが起用して以来この種の事務にタッチするようになった。漢学者で、早稲田大学の先生をしてゐた人である。川田さんが用いられるようになってから、それまでの内閣編託は用いられなくなつた。

○ 詔書の起草に関し、私として東条總理に呼ばれたことは、ただ一回だけであつた。起草準備の途中に総理から、詔書のことについて内奏したとき、陛下から平壤目の御注文があり、それを案に繰込む件についての語であつた。

第一事は、「日英の關係は、從來明治天皇以來の親密な關係から特に忍びないところである。なお、自分自身も皇太子として渡英し、非常な優遇を受け親交を重ねている。何とかこの気持ちを照書に表現して貰いたい」との主旨であり、総理はしきりにそのことを私に命じたが、とても難しくて出来ない又何回かお断りしたが、総理は仲々諦めようとせず、無理強いされるので、私もいささか腹立たしくなり、「今から競争しようというその相手との親善關係等詳しく述べ立てるようなことが一体書けま

すか」と反駁したところ、初めて総理も黙つてしまつた。ややあつて、私から「豈朕ガ志イナラムヤ」との一案を提示したところ、総理は「それでよろしい」とのことと、そのように落ちついたのであつた。

第二事は、照書案の最後の二節「皇祖皇宗ノ遺業ヲ恢弘シ大義ヲ中外ニ宣揚セムコトヲ期ス」の最後の部分に「帝

國ノ光榮ヲ保全セムコトヲ期ス」の主旨に変更することであつたが、これはそのまま修正することとした。(之は木戸内大臣の意見だつたかもしれない)

○ なお、以上二件の外、東条総理自身の要案として、「この競争には皇祖皇宗の神靈の加護があることを信ずる」旨の文句を入れるようにとの注文があり、これもそのように訂正された、この挿入事項は、赤松首相秘書官が、東条総理の命を受けて徳富蘇峰先生を訪ねて意見をきき其の意見が総理に伝わつていたところから訂正されたものであることが終戦後赤松氏から聞いた。

私と蘇峰先生とは本来近い間柄であつたのだが、終戦後赤松元秘書官に誘はれて、毎年一回二宮在の塩崎彦市氏の招待により蘇峰堂に先生を訪ねていたが、赤松元秘書官から、「照書案は当時私から蘇峰先生にも見せていた」と聞かされ、びっくりしたことがある。

○ 照書案は、出来上つたものを閣議にかけられたが、これはほんの形式的だけのものであつた。實質的には書記官長、兩軍務局長、アメリカ局長の四人で仕上げられたと云えよう。

樞密院に対しては、憲法および樞密院官制によつても「職を宣すること」を願すればよいので、「宣職照書」とはなつてゐないし、照書案そのものを審議すると仲々うるさくなるので「宣職」のみが審議にかけられた。

○ その他、宣職照書について起草中に連絡されていたのは、木戸内府であつたと思ふが、これは總理が直接連絡してゐたものと思ふ。

これを要するに、宣職の照書案審議において、「國際法遵守の件」が審議されたことに間違いないが、その請草案（第一案乃至第六案）の何れにも原案にないところから判断すると、おそらく最初に私の起草した案（陸海兩軍務局長から出された要綱全部を讀込んだもの）にもなかつたか、或いはあつたのが第一案になる以前

の関係各部との下折衝で削られたかのどちらかであると思ふ。また削除の理由については、何れの場面においてであつたかは記憶しないが、上述、岡、曾根氏等の主張の外、吉田氏による照書の四・六の語調の関係とか、照書をななるべく簡練にして力強い語調にするとか等の善意の要求も種かに出たような気がする。しかし、真珠湾に対する檢察側の所謂「専快なる攻撃」（スネーク・アタック）をやらんがための軍側の故意（悪意）を含んでの削除であつたかどうかは、私には判らない。

○ 臥薪嘗胆の照書案の起草は、このような前例がないので実に困却した。仕方がないまま、日清戦役後の「遼東半島還付の照勅」を御手本として十二月早々一応草案を書き上げ、書記官長に出したが、一読の後再考を命ぜられ、その後の推敲には至らずして、閑職となり、そのままとなつた。

二 宣職照書案各草稿についての稲田氏の議定事項

(4) 第一案について

鉛筆記入、毛筆記入訂正ともに明確に東条首相の自筆である。
第二案

毛筆の記入、訂正ともに明らかに私（稲田）の自筆である。
但し「（尚ホ慎重研究中）」とあるは、自分ではない。

第五案

印身頭欄外記入の毛筆は星野官長の自筆、案文訂正の毛筆は私（稲田）の自筆（墨の色、官長のものより薄い）である。

三 本件究明についての示談

星野重樹（当時の内閣書記官長）さんに、この異動を提示して、今一度お伺いしたら、或いはもつと何か思ひ出されるのではないか。

四 東京裁判での私（稲田）の証言について

昭和二十二年の夏、星野さんの弁護人、右田政夫氏の依頼によつて、岡氏と氷水を飲み乍ら、星野さんの書記官長時代のことにか。

ついで種々話し合つたが、その時の私の話の中で（一）上述臥薪嘗胆の詔書案の起草を星野さんから命ぜられた件、および（二）星野さんが東条総理によつて書記官長に選ばれた件の二項目について、是非とも星野被告のために証言して貰いたいとの話であつた。

その後、右田弁護人からそのことを星野被告に連絡し、その同意を得て口供書を作成した上、法廷で証言した。（法廷記録昭二二、九、二四、頁八及九参照）。

右田弁護人としては、私のこの証言で、日本が最後まで日米交渉に望をかけていたこと、および星野被告は檢察側の偵測しているように、青年將校に担がれて、東条内閣の書記官長になつたものではないことを立証せんとしたものであつた。

○ 東条総理が星野氏を内閣書記官長として選んだのは次のような経緯によるものであつた。すなわち、

東条さんに大命が降下して間もなく、東条さんは私（内閣官房

総務課長）を呼んで（赤松大佐総理秘書官同席）「私（東条）は一介の武弁、文官のことはちつとも判らないのだが、内閣書記官長として、君達が気持よく協力して行けるような人として強がりたいと思ふか、遠慮なく云つてくれ」とのことであつた。私は（福田）は、そんな差出がましいことを私のような下僚がと考へたし、総理（東条）ともあるう人が心当りのない筈もないと思つたが、強いて聞かれるので、「書記官長としては有能で、しかも官庁事務の経験のあるような人がよいので、はいよろか」と概念的のことを答へ乍ら、「総理は御存知に遠くない」と答へると、懐中から小さな手帖を取り出し、先ず最初に塩原しほはら三郎（当時逓信省局長）の名を挙げ「塩原ではどうだろう」と意見を聞かれた。私が意見を述べると、側から赤松氏が「遠慮せず云え」と通りに促がすので、「次官会議の主筆者ともなるのだから、経歴上、書記官長としてどんなものでしょうか」と答へた。すると東条さんは次に、

星野直樹氏の名を挙げ、同様意見を求めた。私が「星野さんなら企画院総裁もやられ、官庁事務の経験も充分申分ないでしょう」と答へると、「総理は「星野の欠点は？」と訊して来た。私（福田）が再び答へに決つてゐると、また赤松氏が「忌憚なく云え」と切りにすすめるさま、遂に私の見たところを答へた。

最後に総理は、「では星野書記官長の下で君達は充分協力して行くか」と尋ねたので「やつて行く」旨答へたが、その翌日、星野内閣書記官長の任命が決定公表された。

元内閣書記官長屋野直樹氏からの贈取書

贈取者 官房司法法制調査部

参与 豊田 隈 雄

日 時 昭和三七年一〇月一九日(金) 10時00分から
11時00時まで

場 所 虎の門ダイヤモンド社

一 元内閣官房総務課長稲田周一氏の贈取書について

(1) 贈取書中、私の関係した事情についての私の記憶と喰違つたところはない。

(2) ただ、陸海軍軍務局長アメリ方局長と私とでやつた昭憲案の審議の席には総理もよく顔を出しておられた。

(3) なお、同軍務局長にしても、曾弥氏にしても、それほど強く「国際法遵守——」の件の不要を主張つた訳ではなく、昭憲は教科書ではないから、そのような判り切つたことは不承だろ

と意見を述べ皆もそれに賛成しただけのことである。

(二) 何れにしても事情が許せば、国憲法遵守のことも入れる意志が充分にあつたことは、昭憲草案版を見ても、はつきり判ると思ふ。

二 宣統昭憲草案版について

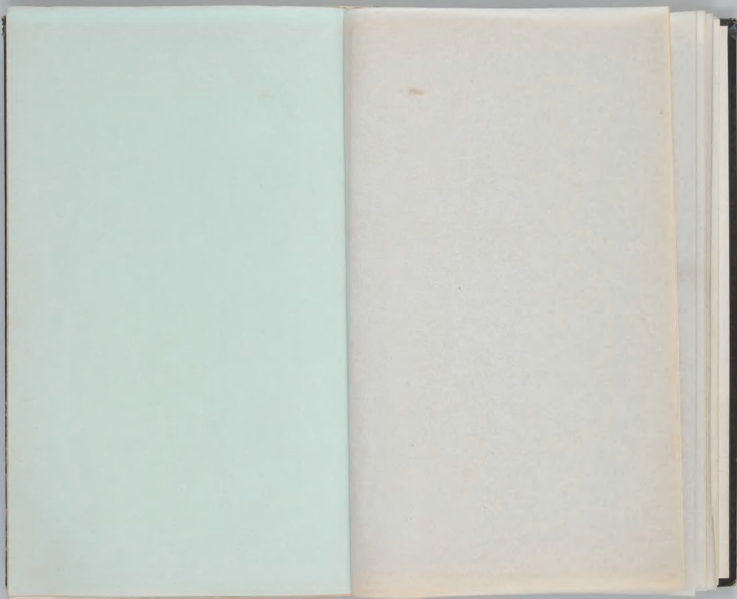
(1) 第五案(一二、五と記入され、私の花押のある方)は私共としての最後案であつたと思ふ。それから後は、木戸内府を通じて宮中方面からの御希望等もあり、木戸内府・東条総理の間で吉田(宮内省)、川田(内閣)の両派学者を使つて木戸内府のところでは最後の仕上げをやられたものである。

なお、本案の欄外記入から判断すると、この書類は、私自身の使つたものを総理に廻したものと思ふ。

(2) 第六案は、その訂正内容は、出来上つた昭書と文句が多少異つてゐるとしても、凡らくこのような型式で書かれた昭書案と

しては、最終案であつたと判断する。この訂正と、出来上つた昭書との字句の違いは、前項のよりに、木戸内府・東条総理の間で学者を使つて別の形で仕上げられたものと思ふ。

(3) 陛下が昭書に入れることを御希望になつたと云う二つの項目中の第二項目については、私も稲田氏と同様はつきりした記憶がなす。



戦争期間関係歴史資料

昭和十九年七月、陸軍省の改訂関係整理大佐より、本館に送付された下付でも小南俊周宛
（昭和十九年七月）陸軍省本館第二十二課改訂関係整理大佐宛の宛先が不明である。

一、本書は昭和十五年十月第二課より独立して参謀次長直風の班として新設せられ、戦争指導に關する
事務を担當した。昭和十七年二月第一師内の第十五課に改組、昭和十八年十月再び次長直風の第二十班
となる。昭和二十年四月陸軍省部の二位一体制採用に伴い、第二十班は陸軍省部第二二位一体となり
参謀本部の立場における名称は第十二課となつた。

二、昭和二十年八月十四日大東亜戦争終戦に方り陸軍一般に参謀機却の指令が出されたが、参謀次長野村
中根吾一少將は高級参謀員山田成利大佐の許可を得て、都下青梅線沿線の自宅に搬出し、「ドラマ」編に
つめて地下に隠匿した。

昭和二十年末山田大佐の申出により、元第二十班員で第一遣員省（簡）史実調査部（資料整理部）参員た
る原四郎中佐が保管を継承して都下某所に隠匿し、占領米室の発見を免れるため表紙を機却して左記分
類の如く改装した。

- (イ) 昭和日記 甲 機密戦争日誌
- (ロ) 昭和日記 乙 大本営政府連絡会議議事録
- (ハ) 昭和日記 丙 重要国策決定過程
- (ニ) 昭和日記 特 御前会議（重要連絡会議を含む）議事録
- (ホ) その他の書類

三、昭和史研究會誌（資料整理部）においては、昭和二十一年十二月版福原四郎大佐院長となるに及び、
 一、古澤代の終了を待つて正統戦争史の本格的編纂を要請し、戦争指導史關係は此員たる福原一雄大佐、
 福原四郎中佐、藤本正務中佐担任せ予定し、本書編纂則當年代に於て夫々分擔保管することとした。
 四、福原四郎大佐主宰の史學研究所創設に伴い、本書を一連同研究所に保管、昭和三十五年四月三十日版
 福原大佐の死亡に伴い、六月以降當研究所史室の保管となる。これよりさき、福原大佐の「大東亞戦争命令史」
 の編纂に利用され、あるいは當研究所史室の創設後その全部の写が作成され、編纂に利用されてきた。
 昭和三十五年六月二十二日

本誌歴票記註名

一等空佐（元陸軍中佐）
 防衛研修所戦史室編纂官

康

四

郎



本史料管理に關
 する全般責任者

防衛庁事務官
 防衛研修所戦史室長

西

浦

満



複製本あり。

昭和33年9月7日

マイタクロ撮影

大東五
戰詔書案

草稿



四指部ノ内

11

詔書案

黒字ハ川田囁詔書正
朱字ハ吉岡所川掛修正
第五案(尚書堂)

天佑ヲ保^有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本

帝國天皇ハ忠^{忠三}誠^{實改}勇武ナル汝有衆ニ示ス

朕茲ニ米國及英國ニ對シテ戰ヲ宣ヌ朕カ陸

海將兵ハ^{極至力ヲ奮テ}盡^盡テ戰ニ從事シ朕カ百

僚有司ハ勩精職務ヲ奉行シ朕カ衆^衆疾ハ各

其ノ本分ヲ盡シ^{德北一心}協心戮力^一國家ノ總力ヲ擧ケテ

征戰ノ目的ヲ達成スルニ遺算ナカラムコトナ期

セヨ

惟^抑東亞ノ安定ヲ確保シ世界ノ平和ニ寄

與スルハ朕カ^{朕カ}夙^夙夜^夜兼^兼行^行スル所ニシテ列國ト

交誼ヲ篤クシ萬邦共榮ノ實ヲ興^{榮ヲ倍ニスル}スルニ

國々常ニ國交ノ要義ト爲ス所ナリ今ヤ不幸ニ

シテ米英兩國ト釁端ヲ開クニ至ル洵ニ已ムヲ

得サル^ト宣朕カ志ナラムヤ中華民國政

府叢ニ帝國ノ真意ヲ解セス濫ニ事ヲ權、東

亞ノ平和ヲ攪亂シ遂ニ帝國ヲシテ于戈ヲ執ル

ニ至ラシメ茲ニ四年有餘ヲ經タリ國民政府更

新^ニニ帝國ハ之ト提携^ニ善隣ノ誼ヲ結^ニフニ

至^ルニ^ニ重慶ニ殘存スル政權ハ^ニ米英

兩國ヲ恃^ミテ^ニ米英ノ戰^ニヲ^ニ終^ルスル^ニ米英兩國ハ

殘存政權ヲ援助シ東亞ノ禍亂ヲ助長シ平

和ノ美名ニ匿レテ東洋制覇ノ非望ヲ^達成^ス

朕カ

以テ

夙夜兼行スル

榮ヲ倍ニスル

實ヲ興スル

ト

ト

東

幸

執ル

幸

結フニ

米英

米英兩國ハ

東亞

達成

ハトシ^{スル}刺^ス國ヲ誘ヒ帝國ノ周邊ニ於テ武

備ヲ増強^シ挑^ス戰^ス急^ニ進^ス帝^國ノ手^ヲ握^ル

通商^ノ射^ト有^リテ妨害ヲ與ヘ遂ニ經濟斷交

ヲ敢テ^シ帝國ノ生存ニ重大ナル脅威ヲ加フ

朕ハ事態ヲ平和ノ裡ニ^シ期^シテ

司^シテ天^ヲ涉^リ行^ハシ^テ隱忍久シキニ事^リタル

モ彼、毫モ交讓ノ精神ヲ^シ迎^ムク^テ却^ツテ

復^シ徒ニ時局ノ^變遷延セシ^メテ此ノ間^ヲ却^ツテ

益

ヲ經濟上軍事上ノ脅威ヲ増大シ以テ我ヲ屈

從セシメントス斯、如クニシテ推移セムカ東

亞安定ニ關スル帝國積年ノ努力ハ悉ク水泡

ニ歸シ帝國ノ存立亦^ニ危殆ニ瀕セ^ル事^ナ

既^ニ此^レニ至^ル帝國ハ今ヤ自存自衛ノ爲^ニ蹶^然起^シテ

執^シテ一切ノ障礙ヲ破碎スルノ外ナキ^ニ事^ナ

皇^帝ノ神靈上ニ在^リ朕ハ汝有衆ノ忠實勇

祖^宗ノ神靈上ニ在^リ朕ハ汝有衆ノ忠實勇

武ニ信倚ニ速ニ禍根ヲ芟除シテ東亞永遠

ノ平和ヲ確立シ(取立)重祖聖宗ノ遺業ヲ恢

弘シ大義ヲ中外ニ宣揚セヨトス期ス

御名 御璽

年 月 日

各國務大臣副署

參拾部ノ内々

國家機密

詔書案

第五案

天佑ヲ保全シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本
帝國天皇ハ忠誠勇武ナル汝有教ニ示ス

朕茲ニ米國及英國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕カ陸海

將兵ハ極力戰闘ニ從事シ朕カ百僚有司ハ勵精

職務ヲ奉行シ朕カ衆庶ハ各々其ノ本分ヲ盡シ協

心戮力國家ノ總力ヲ擧ケテ(征戰)目的ヲ達成

スルニ遺算ナカラムコトナリ

惟フニ東亞ノ安定ヲ確保シ世界ノ平和ヲ確立スルハ

聯^{カ夙夜着々指}願^{所ニシテ列國トノ交誼ヲ}

篤クシ萬邦共榮ノ實ヲ擧グルハ帝國カ常ニ國

交ノ要義ト爲ス所ナリ今ヤ不幸ニシテ米英兩

國ト釁端ヲ開クニ至ル豈朕カ志ナラムヤ中華

民國政府曩ニ帝國ノ真意ヲ解セス^濫裁^事ヲ構

ヘ東亞ノ平和ヲ攪亂シ遂ニ帝國ヲシテ于戈ヲ

執ル^{已ム}ナキニ至ラシメ茲ニ四年有餘ヲ經

タリ國民政府更新シテ帝國ハ之ト提携シ善隣

ノ誼ヲ結フニ至レリト雖モ重慶ニ殘存スル政

權ハ尚米英兩國ヲ恃^{無益ノ戰ヲ繼續}ス

英兩國^{我百政權}ト米ヲ援助シ^{東亞^{東亞}福亂^{確立}ヲ妨^{助長}ス}

名ニ匿レテ極東制霸ノ非望ヲ達成セムトス刺

ヘ米英兩國ト諸國ヲ誘ヒ帝國ノ周邊ニ於テ武

備ヲ增強シテ挑戰ノ態度^{ニ出テ}ヲ^{更ニ}帝國^{通商}

備ヲ增強シテ挑戰ノ態度^{ニ出テ}ヲ^{更ニ}帝國^{通商}

備ヲ增強シテ挑戰ノ態度^{ニ出テ}ヲ^{更ニ}帝國^{通商}

備ヲ增強シテ挑戰ノ態度^{ニ出テ}ヲ^{更ニ}帝國^{通商}

備ヲ增強シテ挑戰ノ態度^{ニ出テ}ヲ^{更ニ}帝國^{通商}

備ヲ增強シテ挑戰ノ態度^{ニ出テ}ヲ^{更ニ}帝國^{通商}

備ヲ增強シテ挑戰ノ態度^{ニ出テ}ヲ^{更ニ}帝國^{通商}

備ヲ增強シテ挑戰ノ態度^{ニ出テ}ヲ^{更ニ}帝國^{通商}

備ヲ增強シテ挑戰ノ態度^{ニ出テ}ヲ^{更ニ}帝國^{通商}

備ヲ增強シテ挑戰ノ態度^{ニ出テ}ヲ^{更ニ}帝國^{通商}

備ヲ增強シテ挑戰ノ態度^{ニ出テ}ヲ^{更ニ}帝國^{通商}

備ヲ增強シテ挑戰ノ態度^{ニ出テ}ヲ^{更ニ}帝國^{通商}

和由養原

妨害

其^来對^手有^力ヲ^シ有^ラユ^ル

帝國ノ生存ニ重大ナル脅威ヲ加フ朕ハ

事態ヲ平和ノ裡ニ解決セムコトヲ期シ有司ヲ

シテ交渉ヲ行ハシメ隱忍久シキニ亘リタルモ

彼^モハ^モモ交讓ノ精神ヲ示^ステ^以テ^迎テ^ス曠日彌久徒ニ時

局ノ解決ヲ遷延セシメテ此ノ間却ツテ經濟^的

軍事^上ノ脅威ヲ増大シ以テ我ヲ屈從セシメン

トス斯ノ如クニシテ推移セムカ東亞安定ニ關

スル帝國積年ノ努力ハ悉ク水泡ニ歸シ帝國ノ

存立亦正ニ危殆ニ瀕セムトス^{トス}事既ニ茲

ニ至ル帝國ハ今ヤ自存自衛ノ爲于戈ヲ執リま

切ノ障礙ヲ破碎スルノ外ナキニ至レリ

祖宗ノ威靈上ニ在リ朕ハ汝有衆ノ忠實勇武ニ

倚^信倚^倚シ速ニ禍根ヲ芟除シテ東亞永遠ノ平和ヲ

確立シ以テ帝國^{大義}ヲ中外ニ宣揚セムコト

ヲ期ス

皇祖^{皇宗}ノ遺業ヲ恢弘シ

御名 御璽

年 月 日

各國務大臣副署

修用

參拾部ノ内ニ
國家秘密

詔書ノ案

第四案

天佑ヲ保全シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本
 帝國天皇ハ忠誠勇武ナル汝有衆ニ示ス
 朕茲ニ米國及英國ニ對シテ戰ヲ宣ヌ朕カ陸海
 將兵ハ極力戰闘ニ從事シ朕カ百僚有司ハ勸精
 職務ヲ奉行シ朕カ衆庶ハ各其ノ本分ヲ盡シ協
 心戮力國家ノ總力ヲ擧ケテ祈期ノ目的ヲ達成

南有液

對ニ有ラユル障碍ヲ與ハ遂ニ經濟斷交ヲ果
舉^{好書} ^{放ラシ} 帝國ノ生存ニ重大ナル脅威ヲ加フ朕ハ

事態ヲ平和ノ裡ニ解決セムコトヲ期シ有司ヲ

シテ交渉ヲ行ハシメ

隱忍久シキニ亘リタルモ

彼^毫ハモ交讓ノ精神ヲ示サヌ曠日彌久徒ニ時

局ノ解決ヲ遷延セシメ^却テ經濟的

軍事^的ノ脅威ヲ増大シ以テ我ヲ屈從セシメン

トス斯ノ如クニシテ推移セムカ東亞安定ニ關

スル帝國積年ノ努力ハ悉ク水泡ニ歸シ帝國ノ

存立亦正ニ危殆ニ瀕セムコトヲ虞^下ル事既ニ茲

ニ至ル帝國ハ今ヤ自存自衛ノ爲于戈ヲ執リ至

切ノ障礙ヲ破碎スルノ外ナキニ至レリ

祖宗ノ威靈上ニ在リ朕ハ汝有衆ノ忠實勇武ニ

倚賴シ速ニ禍根ヲ^貫除^去シテ東亞永遠ノ平和ヲ

確立シ以テ帝國ノ大義ヲ中外ニ宣揚セムコト

ヲ期ス

筆田保傳上事
皇道萬古不變
天啓

御名 御璽

年 月 日

各國務大臣副署

國家機密

修角

參拾部ノ四 五

第三案

詔書案

天佑ヲ保全シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本
帝國天皇ハ忠誠勇武ナル汝有衆ニ示ス
朕茲ニ米國又英國ニ對シテ戰ヲ宣ヌ朕カ陸海軍
將兵ハ極力戰鬪ニ從事シ朕カ百僚有司ハ勸
精職務ヲ奉行シ朕カ義勇忠良ナル衆庶各

其ノ本分ヲ盡シ協心戮力國家ノ總力ヲ擧ケテ
所期ノ目的ヲ達成スルニ遠算ナカラムコトヲ
期セヨ

惟フニ東亞ノ安定ヲ確保シ世界ノ平和ヲ確
立スルハ朕ノ夙ニ望ム所ニシテ列國トノ交誼ヲ
篤クシ萬邦共榮ノ實ヲ擧クルハ帝國カ常ニ國
交ノ要義ト爲ヌ所ナリ今ヤ不幸ニシテ米英
兩國ト齟齬ヲ閤クニ至ル洵ニ已ムヲ得サルモノ

ア、豈朕カ志ナラムヤ中華民國曩ニ帝國ノ眞
意ヲ解セス敢テ事ヲ構ヘ東亞ノ平和ヲ攪亂シ
遂ニ帝國ヲシテ子戈ヲ執ルノ已ムナキニ至ラシメ
茲ニ四年有餘ヲ經タリ國民政府新ニ成立シテ帝
國ハ之ト提携シ善隣ノ誼ヲ結フニ至レリト雖
モ重慶政權ハ尚米英兩國ヲ恃ミテ無益ノ抗戰
ヲ繼續シ禍亂今ニ至リテ收マラス而シテ米英
兩國ハ相謀リテ重慶政權ヲ援助シテ帝國ノ支

那事變解決

此は日本が對英内閣の強硬方針を
好害の進退を謀國を誘ひ帝

國ニ對スル武備ヲ增強シ又逐次經濟上ノ壓迫ヲ
加重ス然レトモ朕ハ尚事態ヲ平和ノ裡ニ解決セ
ムコトヲ期シ有司ヲシテ交渉ヲ行ハシメ隱忍
久シキニ亘リタルモ彼ハ毫モ交讓ノ精神ヲ示サ
ズ曠日彌久徒ニ時局ノ解決ヲ遷延セシメ此ノ間
益々重慶政權ニ對スル援助ヲ強化シ之ヲシテ其
ノ帝國ニ對スル攻撃ヲ繼續セシメ更ニ經濟斷

交ノ舉ニ出ラタルノミナラス進シテ帝國ニ對シ

直接武力ノ脅威ヲ増大ス斯ノ如クニシテ推移

セムカ東亞安定ニ關スル帝國積年ノ努力ハ悉ク

水泡ニ歸シ帝國ノ存立亦正ニ危殆ニ瀕セムコト

ヲ虞ル事既ニ茲ニ至ル帝國ハ今ヤ自存自衛ノ

爲于戈ヲ執リテ一切ノ障礙ヲ破碎スルノ外ナ

キニ至レリ

祖宗ノ威靈上ニ在リ朕ハ汝有衆ノ忠實勇武ニ

倚頼シ速ニ禍根ヲ芟除シテ東亞永遠ノ平和ヲ
確立シ以テ帝國ノ大義ヲ中外ニ宣揚セムコトヲ
期ス

御名 御璽

年 月 日

各國務大臣副署

國家勅諭

衆務部ノ四 5

第三案

詔書案

一五和ニ親合英件
一五和ニ親合英件
一五和ニ親合英件

天佑ヲ保全シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本
帝國天皇ハ忠誠勇武ナル汝有衆ニ示ス
朕茲ニ米國及英國ニ對シテ戰ヲ宣ヌ朕カ陸海
將兵ハ極力戰鬪ニ從事シ朕カ百僚有司ハ勸
精職務ヲ奉行シ朕カ義勇忠良ナル衆庶各

其ノ本分ヲ盡シ協心戮力國家ノ總力ヲ擧ケテ
所期ノ目的ヲ達成スルニ遺算ナカラムコトヲ
期セヨ

惟フニ東亞ノ安定ヲ確保シ世界ノ平和ヲ確
立スルハ朕ノ夙ニ望ム所ニシテ列國トノ交誼ヲ
篤クシ萬邦共榮ノ實ヲ擧グルハ帝國カ常ニ國
交ノ要義ト爲ヌ所ナリ今ヤ不幸ニシテ米英
兩國ト釁端ヲ開クニ至ル洵ニ巴ムヲ得サルモノ

アリ豈朕カ志ナラムヤ中華民國曩ニ帝國ノ眞
意ヲ解セス敢テ事ヲ構ヘ東亞ノ平和ヲ攪亂シ
遂ニ帝國ヲシテ于戈ヲ執ルノ巴ムナキニ至ラシメ
茲ニ四年有餘ヲ經タリ國民政府新ニ成立シテ帝
國ハ之ト提携シ善隣ノ誼ヲ結フニ至レリト雖
モ重慶政權ハ尚米英兩國ヲ恃ミテ無益ノ抗戰
ヲ繼續シ禍亂今ニ至リテ收マラス而シテ米英
兩國ハ相謀リテ重慶政權ヲ援助シテ帝國ノ支

那事變解決ヲ妨害シ更ニ進ンテ諸國ヲ誘ヒ帝
國ニ對スル武備ヲ增強シ又逐次經濟上ノ壓迫ヲ
加重ス然レトモ朕ハ尚事態ヲ平和ノ裡ニ解決セ
ムコトヲ期シ有司ヲシテ交渉ヲ行ハシメ隱忍
久シキニ亘リタルモ彼ハ毫モ交讓ノ精神ヲ示サ
ズ曠日彌久徒ニ時局ノ解決ヲ遷延セシメ此ノ間
益々重慶政權ニ對スル援助ヲ強化シ之ヲシテ其
ノ帝國ニ對スル攻撃ヲ繼續セシメ更ニ經濟斷

交ノ舉ニ出テタルノミナラス進ンテ帝國ニ對シ
直接武力ノ脅威ヲ増大ス斯ノ如クニシテ推移
セムカ東亞安定ニ關スル帝國積年ノ努力ハ悉ク
水泡ニ歸シ帝國ノ存立亦正ニ危殆ニ瀕セムコト
ヲ虞ル事既ニ茲ニ至ル帝國ハ今々自存自衛ノ
爲于戈ヲ執リテ一切ノ障礙ヲ破碎スルノ外ナ
キニ至レリ

祖宗ノ威靈上ニ在リ朕ハ汝有衆ノ忠實勇武ニ

倚頼シ速ニ禍根ヲ芟除シテ東亞永遠ノ平和ヲ
確立シ以テ帝國ノ大義ヲ中外ニ宣揚セムコトヲ
期ス

御名 御璽

年 月 日

各國務大臣副署

國家機密

四拾部ノ内

10

(第一草案)

一修訂
二
三

①一併
②平和
或

詔書案

著皇
斷
友

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本

帝國天皇ハ忠實勇武ナル汝有衆ニ示ス

朕茲ニ米國及英國ニ對シテ戰ヲ宣ヌ朕ガ陸海

將兵ハ力ヲ極メテ戰闘ノ事ニ從ヒ朕ガ百僚有

司ハ職務ニ率循シ衆庶各其ノ本分ヲ盡シ協

安河
二

心戮力依テ以テ國家ノ總力ヲ舉ゲテ所期ノ目
的ヲ達成スルニ遺算ナカラシコトヲ期スベシ
惟フニ東亞ノ安定ヲ確保シ世界ノ平和ヲ確立
スルハ朕ノ夙ニ望ム所ニシテ列國トノ交誼ヲ
篤クシ萬邦共榮ノ實ヲ舉グルハ帝國ガ常ニ國
交ノ要義ト爲ス所ナリ中華民國曩ニ帝國ノ真
意ヲ解セズ徒ニ米英兩國ト結ビテ東亞ノ平和

重慶以テ

ヲ攪亂シ遂ニ帝國ヲシテ干戈ヲ執ルノ已ムナ
キニ至ラシメ茲ニ四年有餘ヲ經タリ新ニ國民
政府成立シテ帝國ハ之ト善隣提携ノ實ヲ舉ガ
ルニ至レリト雖モ重慶政權ハ尚米英兩國ヲ恃
ミテ無益ノ抗戰ヲ續ケ禍亂今ニ至ツテ收マラ
ズ朕之ヲ憾トス米英兩國ハ重慶政權ヲ援助シ
テ帝國ノ支那事變解決ヲ對スル妨害ヲ加ヘ更

重慶以テ

ニ進ンデ諸國ヲ誘ヒテ帝國ニ對スル武備ヲ増
強シ又直接經濟斷交ノ舉ニ出ツ然レドモ朕ハ
尚事態ヲ平和ノ裡ニ解決セシコトヲ期シ有司
ヲシテ交渉ヲ行ハシメ八月ノ久シキニ亘リタ
ルモ彼ハ一モ交讓ノ精神ヲ示サズ曠日彌久徒
ラニ時局ノ解決ヲ遷延セシメ此ノ間益々重慶
政權ニ對スル援助ヲ強化シ其ノ帝國ニ對スル

攻撃ヲ繼續セシメ更ニ又帝國ニ對シ直接武力
ノ脅威ヲ増大スルト共ニ愈々經濟上ノ壓迫ヲ加
重ス斯ノ如クシテ推移センカ東亞安定ノ爲ノ
帝國積年ノ努力ハ悉ク水泡ニ歸シ帝國ノ存立
亦正ニ危殆ニ瀕セントス事既ニ茲ニ至ル帝國
ハ今ヤ自在自衛ノ爲ヲ計ルテ一切ノ障礙
ヲ破砕スルノ外ナキニ至レリ

朕ハ汝有衆ノ忠實勇武ニ倚頼シ速ニ禍根ヲ芟
除シ東亞永遠ノ平和ヲ確立シテ以テ帝國ノ光
榮ヲ宣揚センコトヲ期ス

御名 御璽

年月日

各國務大臣副署

蒙給部ノ内

國家秘密

詔書案

第四案

コ用有白

天佑ヲ保全シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本
帝國天皇ハ忠誠勇武ナル汝有衆ニ示ス
朕茲ニ米國及英國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕カ陸海
將兵ハ極力戰闘ニ從事シ朕カ百僚有司ハ勵精
職務ヲ奉行シ朕カ衆庶ハ各々其ノ本分ヲ盡シ協
心戮力國家ノ總力ヲ舉ゲテ所期ノ目的ヲ達成

スルニ遺算ナカラムコトヲ期セヨ

惟フニ東亞ノ安定ヲ確保シ世界ノ平和ヲ

スルハ朕ノ夙ニ望ム所ニシテ列國トノ交誼ヲ

篤クシ萬邦共榮ノ實ヲ擧グルルハ帝國カ常ニ國

交ノ要義ト爲ス所ナリ今ヤ不幸ニシテ米英兩

國ト釁端ヲ開クニ至リ宣朕カ志ナラムヤ中華

民國政府曩ニ帝國ノ真意ヲ解セス最テ事ヲ構

ヘ東亞ノ平和ヲ攪亂シ遂ニ帝國ヨシテ干戈ヲ

大成

成就

所ニ已リ得ル教

濶

寺ニ

執ルル已ムトモニ至ラシメ茲ニ四年有餘ヲ經

タリ國民政府更新シテ帝國ハ之ト提携ニ善隣

ノ誼ヲ結フニ至レリト雖モ重慶ニ殘存スル政

權ハ尚米英兩國ヲ恃ミテ無益ノ戰ヲ繼續シ米

英兩國ハ之ヲ援助シ禍亂ヲ助長シ平和ノ美

名ニ匿レテ極東制覇ノ非望ヲ達成セムトス

米英兩國ハ諸國ヲ誘ヒ帝國ノ周邊ニ於テ武

備ヲ増強シテ挑戰ノ態度ヲ

與ニ帝國ノ平和的

其レ

至リテ

與

帝

平和的

厚生利

音保トシ之ノ

以テ

敵

作

仁也

不而レテ

發展

用ノ金ナリ

新言

學ニ出テ帝國ノ生存ニ重大ナル

事態ヲ平和ノ裡ニ解決セムコトヲ期シ有司ヲ

シテ交渉ヲ行ハシメ隱忍久シキニ直リタルモ

彼ノモ交譲ノ精神ヲ示サス曠日彌久徒ニ時

局ノ解決ヲ遷延セシメテ此間却ツテ經濟的

軍事的ノ脅威ヲ増大シ以テ我ヲ屈從セシメン

トス斯ノ如クニシテ推移セムカ東亞安定ニ關

スル帝國積年ノ努力ハ悉ク水泡ニ歸シ帝國ノ

存立亦正ニ危殆ニ瀕セムコトヲ虞ル事既ニ茲

ニ至ル帝國ハ今ヤ自存自衛ノ爲于戈ヲ執リテ

切ノ障礙ヲ破碎スルノ外ナキニ至レリ

祖宗ノ威靈上ニ在リ朕ハ汝有衆ノ忠實勇武ニ

倚賴シ速ニ禍根ヲ芟除シテ東亞永遠ノ平和ヲ

確立シ以テ帝國ノ大義ヲ中外ニ宣揚セムコト

ヲ期ス

改奉國以來
保國持レル

標

御名 御璽

年 月 日

各國務大臣副署

榮拾部ノ内記

國家勅出

詔書案

第四案

天佑ヲ保全シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本
帝國天皇ハ忠誠勇武ナル汝有衆ニ示ス

朕茲ニ米國及英國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕カ陸海
將兵ハ極力戰闘ニ從事シ朕カ百僚有司ハ勳精
職務ヲ奉行シ朕カ衆庶ハ各々其ノ本分ヲ盡シ協
心戮力國家ノ總力ヲ擧ケテ所期ノ目的ヲ達成

スルニ遺算ナカラムコトヲ期セヨ

惟フニ東亞ノ安定ヲ確保シ世界ノ平和ヲ確立(扶植)

スルハ朕ノ夙ニ望ム所ニシテ列國トノ交誼ヲ

篤クシ萬邦共榮ノ實ヲ擧クルハ帝國カ常ニ國

交ノ要義ト爲ス所ナリ今ヤ不幸ニシテ米英兩

國ト釁端ヲ開クニ至ル詢ニハテ得サレハナリ宣朕カ志ナラムヤ中華

民國政府曩ニ帝國ノ真意ヲ解セス敢テ事ヲ構

ヘ東亞ノ平和ヲ攪亂シ遂ニ帝國ヲシテ干戈ヲ

執ルノ已ムナキニ至ラシメ茲ニ四年有餘ヲ經

タリ國民政府更新シテ帝國ハ之ト提攜ニ善隣

ノ誼ヲ結フニ至レリト雖モ重慶ニ殘存スル政

權ハ尚米英兩國ヲ恃ミテ無益ノ戰ヲ繼續スル補給ナキニ至リテハ

英兩國ハ強存改權援助ニキ補亂ヲ助長シ平和ノ美

名ニ匿レテ極東制覇ノ非望ヲ達成セムトス東亞和平ノ社セラカク

米英兩國ト諸國ヲ誘ヒ帝國ノ周邊ニ於テ武

備ヲ増強シテ挑戰ノ態度ヲ表フ又帝國ノ東

十出ラ

加給修也
易ニ對

ニ有ラニル

妨生

障礙ヲ興ヘ遂ニ經濟斷交ノ

果學キ出テ帝國ノ生存ニ重大ナル脅威ヲ加フ朕ハ

ヲ致サレ

事態ヲ平和ノ裡ニ解決セムコトヲ期シ有司ヲ

シテ交渉ヲ行ハシメ隱忍久シキニ直リタルモ

彼ハ^電モ交讓ノ精神ヲ示サズ曠日彌久徒ニ時

局ノ解決ヲ遷延セシメテ此ノ間却ツテ經濟的

軍事的ノ脅威ヲ増大シ以テ我ヲ屈從セシメン

トス斯ノ如クニシテ推移セムカ東亞安定ニ關

スル帝國積年ノ努力ハ悉ク水泡ニ歸シ帝國ノ

存立亦正ニ危殆ニ瀕セムコトヲ虞ル事既ニ茲

ニ至ル帝國ハ今ヤ自存自衛ノ爲テ我ヲ執リテ一

切ノ障礙ヲ破碎スルノ外ナキニ至レリ

祖宗ノ威靈上ニ在リ朕ハ汝有衆ノ忠實勇武ニ

倚賴シ速ニ禍根ヲ芟除シテ東亞永遠ノ平和ヲ

確立シ以テ帝國ノ大義ヲ中外ニ宣揚セムコト

ヲ期ス

御名 御璽

年 月 日

各國務大臣副署

文句野下
川田守托 傳 老兄

光考

國家秘密

四拾部の内 8

一、二、五、送

詔書案

第五案

協理

天佑ヲ保全シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本
 帝國天皇ハ忠誠^實勇武ナル汝有衆ニ示ス
 朕茲ニ米國及英國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕カ陸
 海將兵ハ奮力^極ヲ盡シテ^開成戰^開從事シ朕カ百
 僚有司ハ勸精職務ヲ奉行シ朕カ衆庶ハ各々
 其ノ本分ヲ盡シ協心戮力國家ノ總力ヲ擧ケテ

征戰ノ目的ヲ達成スルニ遺算ナカラムコトヲ期

大分県
川口町
川口町
川口町

光孝

國書

四拾部ノ内 8

詔書 案

第五案

一、二、五、送

物理

天佑ヲ保全シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本
帝國天皇ハ忠誠勇武ナル汝有衆ニ示ス
朕茲ニ米國及英國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕カ陸
海將兵ハ全力^極盡テ^盡戰^闘從事シ朕カ百
僚有司ハ勵精職務ヲ奉行シ朕カ衆庶ハ各
其ノ本分ヲ盡シ協心戮力國家ノ總力ヲ擧ケテ

征戰ノ目的ヲ達成スルニ遺算ナカラムコトヲ期
セヨ

惟フニ東亞ノ安定ヲ確保シ世界ノ平和ニ寄
與スルハ朕カ夙^奉康着々措カサル所ニシテ列國ト
交誼ヲ篤クシ萬邦共榮ノ實ヲ擧ケルハ帝
國カ常ニ國交ノ要義ト爲ス所ナリ今ヤ不幸ニ
シテ米英兩國ト釁端ヲ開クニ至ル洵ニ已ムヲ
得サル^{ニ出ツ} 豈朕カ志ナラムヤ中華民國政

御名御璽

府置ニ帝國ノ真意ヲ解セス濫ニ事ヲ構^テ東
亞ノ平和ヲ攪亂シ遂ニ帝國ヲシテ于戈ヲ執ル
ニ至ラシメ茲ニ四年有餘ヲ經タリ國民政府更
新シテ帝國ハ之ト提携シ善隣ノ誼ヲ結フニ
至レリト雖ニ重慶ニ殘存スル政權ハ尚米英
兩國ヲ恃ミテ無益ノ戰ヲ繼續ス米英兩國ハ
殘存政權ヲ^{反接}援助シテ東亞ノ福亂ヲ助長シ平
和ノ美名ニ匿シテ東洋制覇ノ非望ヲ達成セ

ムトス^{更ニ} 諸國ヲ誘ヒ帝國ノ周邊ニ於テ武
備ヲ增強シテ^{進シテ} 挑戰ノ態度ニ出テ^取 帝國ノ
通商ノ對^{百方} 妨害ヲ與ヘ遂ニ經濟斷交
ヲ敢テシ帝國ノ生存ニ重大ナル脅威ヲ加フ
朕ハ事態ヲ平和ノ裡ニ解決セムコトヲ期シ有
司ヲシテ交渉ヲ行ハシメ隱忍久シキニ亘リタル
モ彼ハ毫モ交譲ノ精神ヲ^{示サス} 示サズ^{示サス} 曠日彌
久徒ニ時局ノ解決ヲ遷延セシメ^{此ノ} 此ノ間抑

益

テ經濟上軍事上ノ脅威ヲ増大シ以テ我ヲ屈
從セシメントス斯ノ如クニシテ推移セムカ東
亞安定ニ關スル帝國積年ノ努力ハ悉ク水泡
ニ歸シ帝國ノ存立亦^將 五ニ危殆ニ瀕セムトス事
既ニ茲ニ至ル帝國ハ今ヤ自存自衛ノ爲于テ
ヲ執リテ一切ノ障礙ヲ破碎スルノ外ナキニ至

皇^{レリ} 皇^{トシテ}
祖宗ノ神靈上ニ在リ朕ハ汝有衆ノ忠實勇

武ニ信倚シ速ニ禍根ヲ芟除シテ東亞永遠

ノ平和ヲ確立シ以テ皇祖皇宗ノ遺業ヲ恢

弘シ大義ヲ中外ニ宣揚セムコトヲ期ス

御名 御璽

年 月 日

各國務大臣副署

國家機密

四拾部ノ内 2

第二案

内閣

(尚書廳重研究中)

詔書案

天佑ヲ保全シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝國

天皇ハ忠誠勇武ナル汝有衆ニ示ス

朕茲ニ米國及英國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕カ陸海將兵

ハ極力戰鬪ニ從事シ朕カ百僚有司ハ勸精職務ヲ奉

行シ衆庶各々其ノ本分ヲ盡シ協心戮力國家ノ總力

(朕カ義勇忠良ナル)

ヲ擧ケテ所期ノ目的ヲ達成スルニ遺算ナカラムコ
トヲ期セヨ

(扶植)

惟フニ東亞ノ安定ヲ確保シ世界ノ平和ヲ確立スル
ハ朕ノ夙ニ望ム所ニシテ列國トノ交誼ヲ篤クシ萬
邦共榮ノ實ヲ擧グルハ帝國カ常ニ國交ノ要義ト爲

ス所ナリ今ヤ不幸ニシテ米英兩國ト釁端ヲ開クニ
至リ豈朕カ志ナラムヤ中華民國曩ニ帝國ノ眞意ヲ

洵ニ己ヲ得サルモノアリ

解セス敢テ事ヲ構ヘ東亞ノ平和ヲ攪亂シ遂ニ帝國

ヲシテ于戈ヲ執ルノ已ムナキニ至ラシメ茲ニ四年

有餘ヲ經タリ國民政府新ニ成立シテ帝國ハ之ト提

携シ善隣ノ誼ヲ結フニ至レリト雖モ重慶政權ハ尚

米英兩國ヲ恃ミテ無益ノ抗戰ヲ繼續シ禍亂今ニ至

リテ收マラス ~~謀~~ ~~謀~~ ~~謀~~ 而シテ 米英兩國ハ相謀リ

テ重慶政權ヲ援助シテ帝國ノ支那事變解決ヲ妨害

シ更ニ進シテ諸國ヲ誘ヒ帝國ニ對スル武備ヲ增強

シ又逐次經濟上ノ壓迫ヲ加重ス然レトモ朕ハ尚事

態ヲ平和ノ裡ニ解決セムコトヲ期シ有司ヲシテ交
渉ヲ行ハシメ

隱忍

久シキニ亘リタルモ彼ハ毫モ

交譲ノ精神ヲ示サス曠日彌久徒ニ時局ノ解決ヲ遷

延セシメ此ノ間益々重慶政權ニ對スル援助ヲ強化

シ之ヲシテ其ノ帝國ニ對スル攻撃ヲ繼續セシノ更

ニ經濟斷交ノ舉ニ出テタルノミナラス進ンテ帝國

ニ對シ直接武力ノ脅威ヲ増大ス斯ノ如クニシテ推

移セムカ東亞安定ニ關スル帝國積年ノ努力ハ悉ク

コトヲ告慶ル
事

水泡ニ歸シ帝國ノ存立亦正ニ危殆ニ瀕セハ

既ニ茲ニ至ル帝國ハ今ヤ自存自衛ノ爲于弋ヲ執リ

テ一切ノ障礙ヲ破碎スルノ外ナキニ至レリ

祖宗ノ威靈上ニ在リ

朕ハ汝有衆ノ忠實勇武ニ倚頼シ速ニ禍根ヲ芟除シ

テ東亞永遠ノ平和ヲ確立シ以テ帝國ノ

ニ宣揚セムコトヲ期ス

御名 御璽

年 月 日

各國務大臣副署

